

Ⅲ 水産地域における防災対策の考え方

1. 災害に強い水産地域づくりの基本的理念

【基本的考え方】

災害に強い水産地域づくりは、地震・津波災害及び風水害による被害の最小化を図ること（減災）を目標とします。

被害の最小化（減災）を図るために、「自助・共助・公助」による

- ①災害による被害の低減
- ②災害発生後の被害拡大の防止（二次災害の防止）
- ③災害発生後の被害継続の防止（円滑な復旧への準備）

さらに、災害後の水産地域の継続に向け

④災害後の生活・コミュニティの継続（迅速な復興まちづくりへの準備）が必要です。

【解 説】

地震・津波及び風水害等の自然災害については、予知・予報技術の向上はあるものの、その発生を未然に防ぐことは困難である。今後、大規模地震の発生確率が高まりつつあること、気候変動の影響により風水害が頻発化・激甚化していることから、早急な対策が必要である。また、今後想定を超える自然災害や、2 つ以上の災害が同時に発生する複合災害が発生した場合においても、被害を最小限に抑え水産地域が早期に復旧・復興していくためには、ハード・ソフト対策が一体となった対策を推進し、レジリエンスを高めていくことが望ましい。

水産地域の安全度を高めるためには、災害が発生した場合を想定し、その被害を最小限に抑えること（減災）が求められ、円滑な復旧により、地域に与える社会的・経済的損失を最小化することが求められる。さらに、災害による復旧を果たした後も、水産地域の生活・コミュニティを持続させるため、引き続き次の災害に向けた準備が求められる。

そのためには、

- ①災害による被害の低減
- ②災害発生後の被害拡大の防止（二次災害の防止）
- ③災害発生後の被害継続の防止（円滑な復旧への準備）
- ④災害後の生活・コミュニティの継続（迅速な復興まちづくりへの準備）

という4つの対策を講じる必要がある。

1. 災害に強い漁業地域づくりの基本的理念

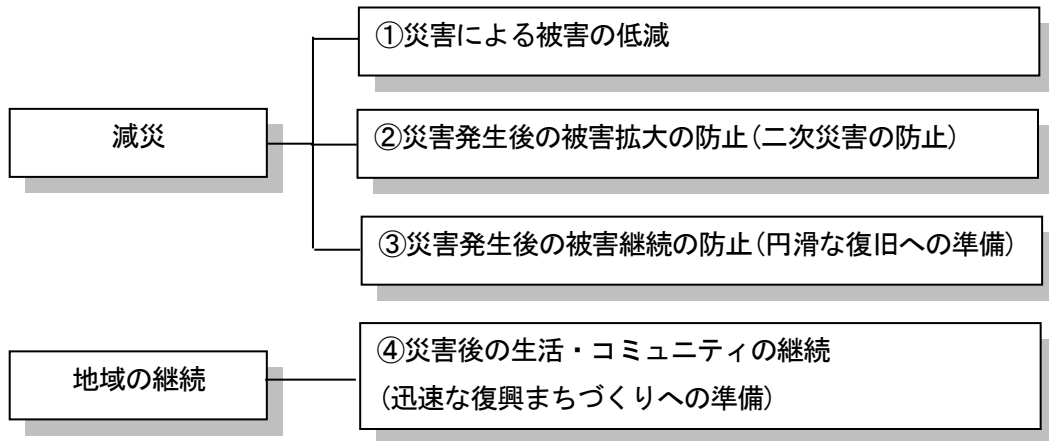


図-III-1 災害に強い水産地域づくりに向けた対策

また、これらの4つの対策を講じる際に、被害の最小化を図るために、個人個人の自覚に根ざした取り組み（自助）、地域のコミュニティ等における取り組み（共助）、さらに行政による取り組み（公助）の連携が不可欠である。

自 助：個人個人の自覚に根ざした取り組み

共 助：地域のコミュニティ等に置ける取り組み

公 助：行政による取り組み

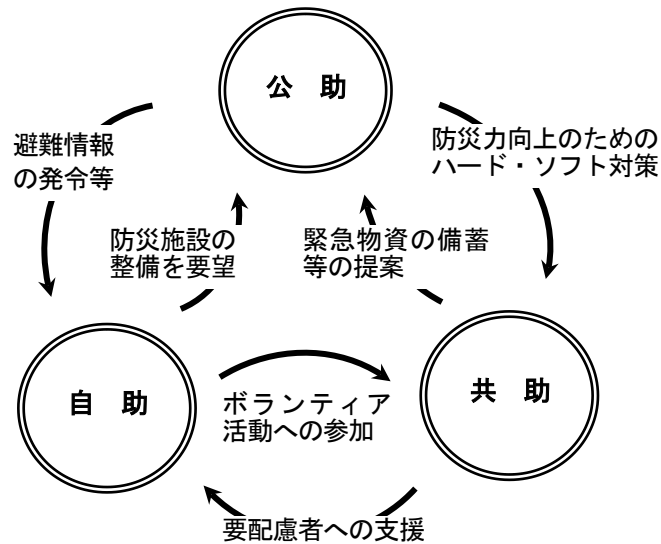


図-III-2 自助・共助・公助の連携イメージ

Ⅲ. 漁業地域における防災対策の考え方

【減災】

①災害による被害の低減

災害による被害の低減とは、施設の耐震化・耐浪化や防潮堤・水門・陸閘等の整備、避難施設・漂流防止施設等のハード整備と、ハザードマップや避難計画の策定等のソフト対策による、地震・津波による直接的な被害の低減対策である。

風水害は、災害発生の認知から実際に災害が発生するまでに時間的猶予がある場合があることから、直前対策の実施により、被害を低減することが可能である。

②災害発生後の被害拡大の防止（二次災害の防止）

災害発生後の被害拡大の防止とは、陸・海・空のルートやオープンスペースの確保等による漁村の孤立防止を含め、迅速な緊急救難・救助活動等が行えるよう災害予防対策や災害応急対策を講じることにより二次災害の拡大を防止するためのハード・ソフト対策である。

③災害発生後の被害継続の防止（円滑な復旧への準備）

災害発生後の被害継続の防止とは、水産地域において、水産物の生産・流通に係る企業や機関が、BCP(Business Continuity Plan：事業継続計画)の策定などを通じて、発災後も生産・流通機能が維持されるよう、円滑な復旧への準備を行うことである。

また、地域住民等が発災後に速やかに元の生活に戻ることを目的とする LCP(生活継続計画：Life Continuity Plan)、コミュニティが発災後も継続して応急対策、復旧・復興まで機能することを目的とする CCP(コミュニティ継続計画：Community Continuity Plan)などの概念もある。

【地域の継続】

④災害後の生活・コミュニティの継続（迅速な復興まちづくりへの準備）

災害による復旧を果たした後も、水産地域の生活・コミュニティを持続させるため、引き続き次の災害に向けた準備が求められる。災害後の生活・コミュニティの継続とは、事前復興計画の策定により発災後の混乱期において迅速な合意形成・事業実施がされるよう、復興まちづくりへの準備を行うことである。

また、復興まちづくりの準備とあわせ、災害時に被災市町村において他の地方公共団体等からの人的応援を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行う受援体制を整備することは重要である。受援体制の整備においては、行政活発化を図る人事交流等の、通常時における顔の見える関係づくりに関する取組も効果的である。

2. 防災体制の構築

【基本的考え方】

防災対策にあたっては、行政だけでなく各組織や地域住民など、地域の防災に関わる人々が一体となって取り組むことが重要です。

漁村は漁港の背後に位置するという立地条件とともに、漁村特有のコミュニティを形成し地域の強い連帯感があります。地震・津波災害及び風水害に対し、コミュニティの連帯感を活用するとともに、施設管理者との連携が必要です。

地域と一体となった防災対策のために事前に取り組むべき災害予防として、主に以下の事項が必要です。

- ①水産地域防災協議会の立ち上げ
- ②高齢化に対応した漁村の自主防災組織等の設置
- ③海岸・漁港管理者、自主防災組織等の連携

【解説】

2-1 地域と一体となった取り組み

(1) 水産地域防災協議会の立ち上げ

① 目的

災害に強い水産地域づくりの基本理念で掲げた「自助・共助・公助」による被害の最小化（減災）を図るためには、行政だけでなく地域の防災にかかわる組織や関係者が集まり、正確な災害情報や防災知識の共有、地震・津波及び風水害発生時における避難行動や災害支援のあり方などの総合的な地域の防災対策の検討や防災訓練の実施等の取り組みが必要である。

このため、水産地域の防災にかかわる多様な主体（行政や様々な組織、地域住民等）が一体となって「災害に強い水産地域づくり」に取り組む「場」として「△△水産地域防災協議会（仮称）」以下、水産地域防災協議会と言う。）を組織する。

なお、既に水産地域で行政や多様な組織及び地域住民が参画する防災に関する情報交換の場などがあれば、それらを活用し、人員や協議内容を拡大する形で地域防災協議会を組織することも考えられる。

② 構成

水産地域の対象範囲（p I-13 図-I-1 参照）を考慮すると、水産地域防災協議会は、水産地域が所在する市町村において、漁港担当部局と防災担当部局とが連携をとりつつ主体となり、地域の防災にかかわる関係機関、組織、住民等により構成されることが望ましい。

また、要配慮者等の実情を知る民生委員等の地域の支援者等が参画することが望ましい。また、女性は水産地域の日常の防災に重要な役割を果たしているとともに、女性の視点による災害対応

Ⅲ 水産地域における防災対策の考え方

力の強化を図ることも求められているため、水産地域防災協議会における女性の割合を高めるよう努めるものとする。

表-Ⅲ-1 水産地域防災協議会の構成（案）

分類	構成（案）
自治体	都道府県、市町村の海岸・漁港管理者、防災担当者
関係機関	消防・警察・医療関係機関、海上保安部、その他関係機関など
市場関係者	市場開設者
漁業関係者	漁業協同組合、漁業者
水産関連業者	加工業者、流通業者
海業関係者	遊漁船組合、観光・定期船団体など
来訪者	観光協会、観光・漁業体験施設管理者、海水浴場開設者（海の家）、ライフセーバー団体、海洋性レクリエーション団体（釣り・プレジャーボート・サーフィン・ダイビング等）、NPOなど
地域住民	自治会、自主防災組織、消防団など

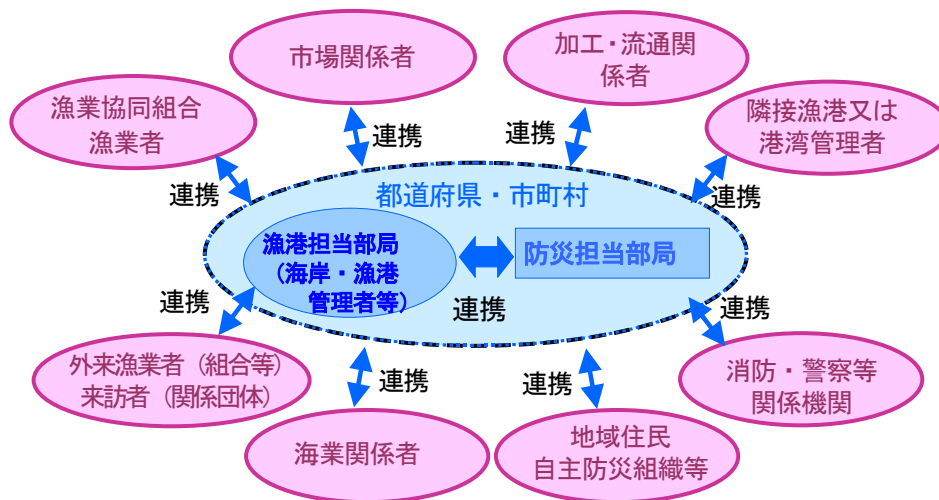


図-Ⅲ-3 水産地域防災協議会の体制

③ 取り組み

水産地域の防災対策のために、災害予防としてハード・ソフト一体的な取り組みを行い、災害が発生した場合には災害予防時に取り決めた事項に基づいて速やかに行動することが必要である。

そのため、災害・防災に係わる各種情報（現状把握、被害想定、課題の抽出など）の共有、水産地域における防災対策の検討（避難行動の考え方、避難計画、水産物の生産・流通BCP、事前復興計画、各種体制、防災力向上のための各種対策など）、それぞれの役割分担の検討およびこれらの周知、普及、啓発等が、水産地域防災協議会で取り組むべき主な事項となる。特に外国人労働者の多い水産地域では、外国人が災害時に円滑に避難できるよう訓練等を通じてコミュニケーションを取ること、母国語の避難パンフレットにより周知すること等の対策を講じることが重要である。

また、事前復興計画の策定においては、地域住民も含めた事前復旧・復興イメージの共有が重要であるため、水産地域防災協議会が中心となり、平時からの地域振興・漁業振興の取組の一環として、事前復興計画への住民参加を促していくことが望ましい。これらの取組において、有識者やコンサルタント等、外部支援者とのネットワークの形成が可能となり、地域力の醸成が期待できる。更に、議論や合意形成をスムーズに進めるために、地域の実情に明るい市町村や漁協（支所）職員などがファシリテーターを務めることが有効な場合もあり、地域内で人材を育成しておくことも重要である。

(2) 高齢化に対応した漁村の自主防災組織等の設置

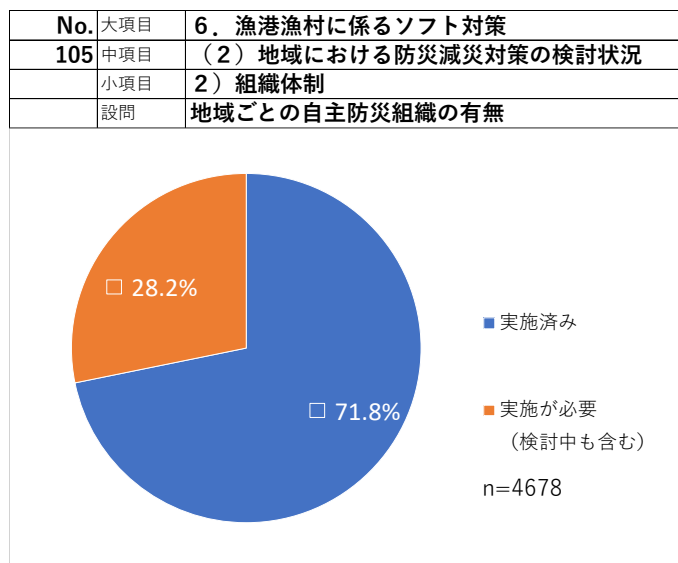
漁村の多くは、特有のコミュニティを形成し強い連帯感を有していることから、災害発生時においても速やかな避難・支援が行われることが知られているが、そうした避難や支援について組織的に対応するために自主防災組織等を設置する。

漁村は、人口減少・高齢化が進んでいることから、自主防災組織の設置にあたっては、災害時に対応できる体制とすることが重要である。

また、水産庁の実態調査（平成 31 年）によれば、自主防災組織が無い漁港背後集落は約 28.2%である。

一方、平成 23 年度版消防白書によると、東北地方太平洋沖地震・津波において「被災地域の自主防災組織、町内会婦人(女性)防火クラブ等が、平常時からの備えや地域の結びつきを元に、津波からの避難時における住民同士の声かけや避難所運営の支援、炊き出しの実施、一人暮らし高齢者への支援などの各種活動を積極的に行った」とある。

今後、総合的な漁村の防災対策の検討にあたっては、漁村のコミュニティを活かした自主防災組織の活用が必要である。



資料：水産庁調べ（平成 31 年度）

図-III-4 自主防災組織の有無

(3) 海岸・漁港管理者、自主防災組織等の連携

水産地域は、漁港海岸、漁港その背後に密接して立地する漁村、周辺の海域や陸域から構成されており、災害時には、海岸・漁港管理者による施設の被害状況や利用者の避難状況等の把握、漁村においては、漁村のコミュニティや自主防災組織による住民の避難状況等を把握する。

こうした避難状況等の把握を効率的に行うためには、海岸・漁港管理者や地元市町村、自主防災組織が情報等の共有化・一体化を図るなど、防災にかかわる多様な主体の参画と連携の強化を図ることが重要である。

なお、災害時には既存の地域内組織が様々な役割を果たすことが考えられ、自主防災組織等の組織づくりにあたっては、これらの既存組織の活用も有効である。

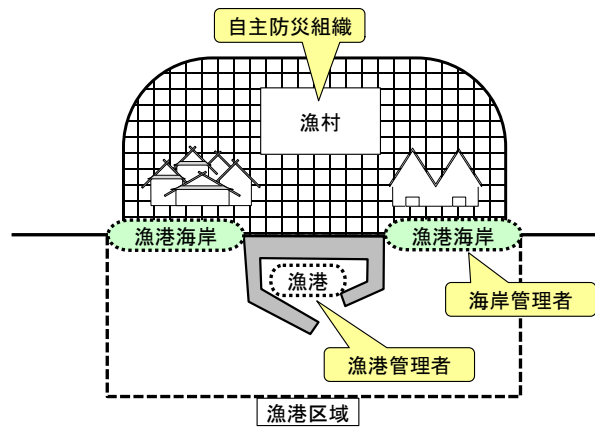


図-Ⅲ-5 水産地域の防災対策主体のイメージ

【漁港管理者の役割について】

漁港管理者は、漁港の利用者等の安全を確保するため、平時と災害発生時のそれぞれにおいて適切な対策や対応を進める必要がある。

平時の対策としては、老朽化・危険箇所などを調べ漁港施設の現状を把握するとともに、防災・減災のために必要な施設整備、漁港施設の更新、応急工事や食品提供等に係る各種災害協定の締結など、必要なハード・ソフト対策を実施することが望ましい。

また、令和5年5月に漁港漁場整備法が一部改正され、民間事業者等に対し、長期的な漁港施設の貸付けや漁港区域内における水域・公共空地の占用許可などが可能となった。このため、漁港管理者は、これらの漁港施設、水域、公共空地等を避難者の移送、避難船舶や緊急物資の受け入れ等のために優先的に利用すること等について、予め貸付や占用を認められた民間事業者等に了解をもらっておくなど、災害時に協力が得られるよう努めることが必要である。

次に、災害発生時には各市町村で定めている地域防災計画等、事前に定めた役割分担に基づき、漁港管理者は、消防、警察、自主防災組織等関係者と協力し、漁港利用者の安全確保に

努めることが望ましい。

漁港管理者が平時、災害発生時に求められる対応の例としては下表のようなものが想定される。

表-Ⅲ-2 漁港管理者が平時、災害発生時に求められる対応の例

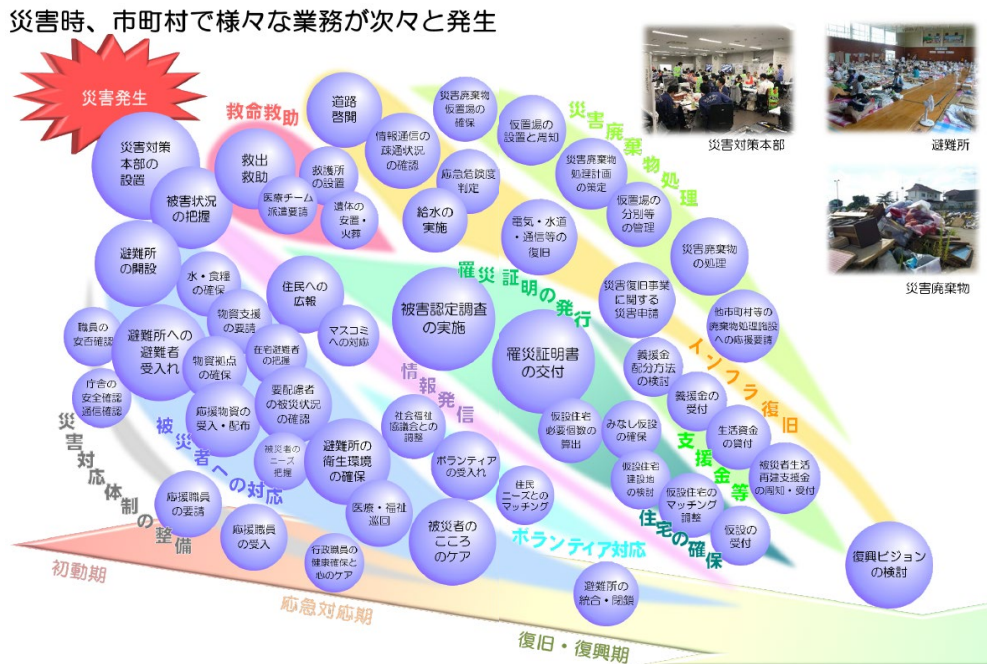
平時	災害発生時
<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁港施設の防災・減災対策の実施 ・ 漁港施設の維持管理、更新の実施 ・ 緊急物資保管場所（用地等）、避難場所、避難経路の整備 ・ 応急工事、食品提供等に係る各種災害協定の締結 ・ 災害時における避難者、避難船舶等の受入れ、緊急物資の輸送等について、漁港施設を貸付けている者へ協力依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海保・警察・消防への協力 ・ 緊急物資保管場所（用地等）、救助隊が利用する用地等の確保 ・ 海上輸送路の確保等のため、漁港施設の応急復旧、漁港内の障害物の除去 ・ 漁港施設の利用制限を実施

Ⅲ 水産地域における防災対策の考え方

(4) 受援体制の整備

内閣府は「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和3年6月内閣府）」において、市町村が事前に受援体制を整備する必要性について以下の通り示している。

災害時、被災市町村では、短期間に膨大な災害対応業務が発生し、多くの人的資源が必要となるが、行政機能が低下している被災市町村自らの体制だけでこうした業務を行うことは困難である。このため、被災市町村では、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制を整備することが望ましい。



出典：「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和3年6月内閣府）

図-Ⅲ-6 災害対応業務のイメージ

2. 防災体制の構築

災害に強い水産地域づくりのためには、水産地域においても事前に受援体制を整え、災害に備えることが必要である。

受援体制の整備にあたっては、内閣府が公開する以下の資料が参考になる。

- 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン（平成29年3月内閣府）」
- 「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き（令和3年6月内閣府）」
- 「受援体制の整備に関する映像資料（内閣府）」

Ⅲ 水産地域における防災対策の考え方

2-2 一体的な組織の構築

災害が発生したとき、被害の拡大を防ぎ、迅速な緊急救難・救助活動等を進めるためには、被害低減・拡大防止のための施設整備による対策を講じるとともに、海岸・漁港管理者や市町村などの行政と自主防災組織や地域住民、漁協や市場等の漁業・水産関係者、釣りショップ、サーフショップ、NPO等の海洋レクリエーション関係組織等、防災に関わる多様な主体が参画し、地域が一体となって災害対策に取り組んでいく必要がある。

そのためには、水産地域で以下の取り組みが必要である。

(1) 地域の実情に応じた計画づくり

- ・地域住民が連帯共同し、地域の実情に応じた災害に強い水産地域の計画づくり（水産地域の減災計画、水産物の生産・流通BCP、水産地域の事前復興計画）と計画の運用
- ・計画を実施するため、地域が一体となった防災点検・評価と災害予防のための情報ネットワークの構築

東日本大震災では、本来被災者を支援すべき行政自体が被災し、行政機能が麻痺した。このような大規模災害時における「公助の限界」が明らかになった一方、自助・共助による「ソフトパワー」の重要性が強く認識された。

災害に強い水産地域づくりにおいては「自助・共助・公助」による被害の最小化を基本理念として、水産地域の減災計画、水産物の生産・流通に関するBCP、事前復興計画を策定・運用する。これらの計画を地区防災計画として地域防災計画へ位置づけ、水産地域コミュニティと行政の連携を強化していくことで、水産地域の防災力を向上し、大規模災害の発生に備えていくことが重要である。

(2) 自主防災組織・水産地域間ネットワークづくり

- ・地域住民が連帯共同し、住民の生命・財産を被害から守るための自主的な防災活動を行う組織づくり（自主防災組織）
- ・防災対応力の向上を図るため関係機関・団体など地域が一体となった組織づくり（水産地域防災協議会）と水産地域間ネットワーク（pⅣ-1-80）の構築・協力的体制づくり

(3) 住民防災活動の環境整備

- ・地域住民の防災対策活動にあたって、必要な器材の配置や使用方法の習熟、関係機関等との連携
- ・平常時における機器の取り扱い方法、訓練、研修等の実施

また、周到的な災害予防を推進するために、行政だけでなく、漁業・水産関係者、自主防災組織、地域住民等、より多くの関係者が連携した体制（水産地域防災協議会など）を構築することが必要である。この体制がソフト対策を推進する重要な役割を担っている。なお、多数の関係者による組織は、実施体制や認識の共有に課題を生じやすい。そのため、デジタルを活用した体制構築が必要である。

(4) デジタルの活用

デジタルの活用は、組織の運営のみならず、被災後における復旧情報の共有にも効果的である。新技術として、防災ヘリ等による映像等の自動解析がある。被害や対応状況を多数の組織間においてもリアルタイムで集約・共有が可能となり、応急対応において重要となる人的・物的資源の最適配置の検討に役立つ。災害時のみならず、通常時からインフラ分野のDXやデジタル化、新技術の導入を進め、事前に体制を構築することが効果的である。

Ⅲ 水産地域における防災対策の考え方

2-3 地域の防災力のチェック

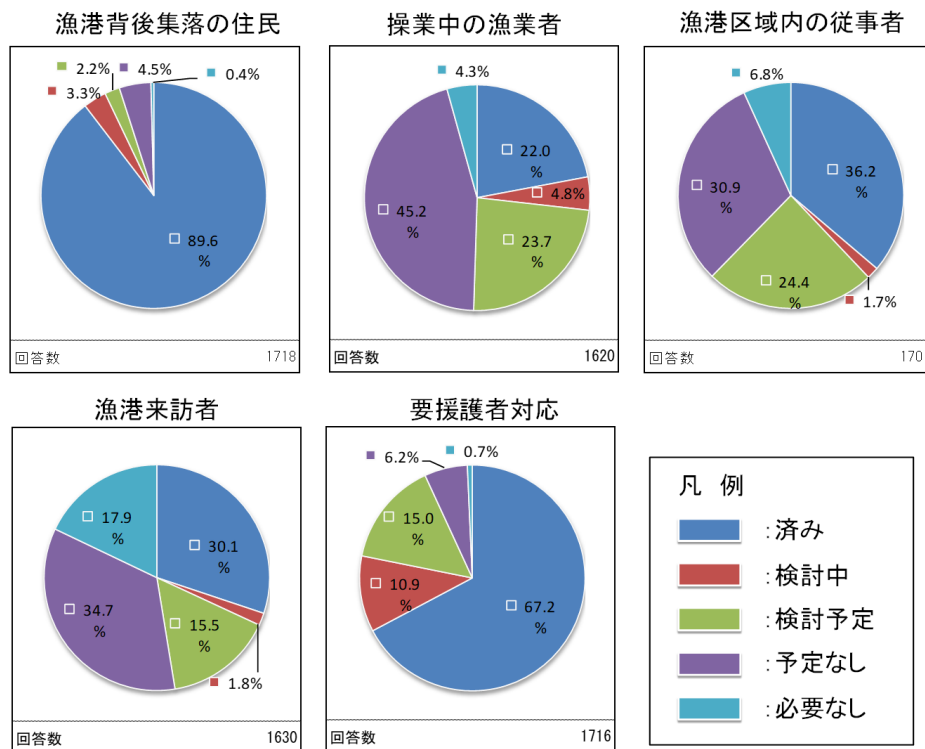
地震・津波災害や風水害は、水産地域の社会条件や地形条件、ハード施設の整備状況、ソフト対策の取り組み状況等により異なるため、それぞれの地域で災害予防対策を講じる必要がある。

そのためには、第V章に示す「チェックリスト」(p V-3)、を用いて、地域での取り組み状況をチェックリストに記入し、防災診断を行うことが水産地域の防災力向上に役立つ。

水産庁が平成29年度に実施した調査では、水産地域の避難計画において考慮されている対象者に関するアンケートを行った結果、漁港背後集落の住民は対象となっているが、漁業者や来訪者を避難対象としているのは3割程度と低いことがわかった(図-Ⅲ-7)。

水産地域の避難計画が策定されている場合においても、漁港・市場や漁場・漁船及び来訪者の避難計画は策定されず、避難計画の対象範囲・対象者が網羅されていない場合がある。

水産地域の減災計画の検討に当たっては、漁業者を含んでいるか、高齢者や女性、来訪者や外国人に対応しているか等、水産地域における全ての対象者への対応が十分であることをチェックすることが重要である。



出典：平成29年度水産基盤整備調査委託事業 東日本大震災の復興を踏まえた漁業集落の防災・減災対策等検討調査

図-Ⅲ-7 避難計画の対象範囲 (対策検討状況)【全国】

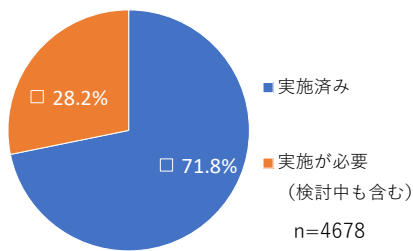
【参考情報】

■水産地域防災協議会の設置状況（平成31年度水産庁調査）

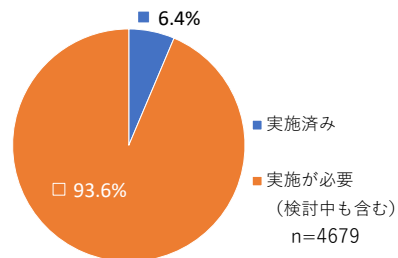
平成31年度水産基盤整備調査委託事業「漁港防災減災対策基礎状況調査」報告書より、漁港背後集落における防災への取組状況について整理した。

漁港背後集落に関わる自主防災組織の設置状況は71.8%となっている。一方で、漁業地域防災協議会の設置状況は6.4%となっており、今後の更なる普及が望まれるところである。

・自主防災組織の設置状況

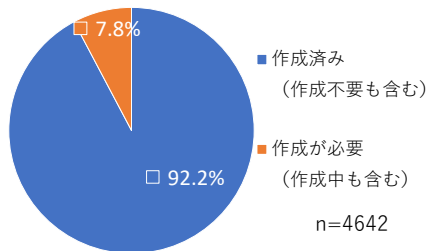


・漁業地域防災協議会の設置状況



漁港背後集落に関わるハザードマップの有無について、津波、地震、高潮・台風、その他のいずれか1つ以上のハザードマップを作成している集落は9割以上あり、協議会の設置状況は更なる普及が望まれる一方で、防災に関する意識が高いことがうかがえる。

・ハザードマップ作成状況



参考資料

[参考資料集ページ]

- 協議会の立ち上げ事例（宮城県気仙沼市）……………p.12
- 地域の女性が避難誘導等に積極的に関与した例……………p.13
- 「女性の視点からとらえる漁村の再生」……………p.14

3. 水産地域における防災対策の考え方

【基本的考え方】

水産地域の防災対策として4つの観点を踏まえた3つの柱で取り組みます。

1. 安全・安心の確保のために
 - (1) 地域住民や就労者・来訪者の安全性の確保
 - (2) 人命と地域を守る総合的な防災・減災対策
2. 水産物生産・流通機能の確保のために
 - (3) 水産物生産・流通機能の確保
3. 迅速な復旧・復興まちづくりのために
 - (4) 地域の生活・コミュニティの継続

【解 説】

3-1 水産地域で取り組むべき防災の考え方

(1) 防災対策としての4つの観点、3つの柱の考え方

水産地域では、多くの漁業者や水産関係者が就労しているとともに、漁港やその周辺には、直販施設、海水浴や釣りなど海洋性レクリエーションを楽しむ人々や漁業体験等に参加する多くの一般来訪者が訪れている。水産地域は災害を受けやすい沿岸部に立地しており、風水害の影響を受けやすい上、地震発生とともに津波への対応が必要となることから、地域住民はもとより漁港の就労者および一般の来訪者の安全確保が必要となる[観点①地域住民・就労者・来訪者の安全確保]。

水産物生産・流通の拠点となる漁港では、一般国民に対して安全・安心な水産物を効率的に安定供給する必要性から、できるだけ速やかな水産物生産・流通機能の回復が求められる[観点②水産物生産・流通機能の確保]。

一方、漁港は、災害時の救助・救援の場、緊急物資の搬出入、被災者の避難場所等の重要な役割も担っている。また、漁港周辺の海域には、漁船やプレジャーボート等の船舶および養殖・蓄養施設等があり、陸域には、水産関係者や来訪者の車両等が多く駐車してあることから、これらが漂流物となり2次災害を引き起こすことが懸念される。漁港背後集落に目を向けると、津波・高潮等により孤立する危険性があるにもかかわらず、避難経路や緊急車両等が通行できる集落内道路や漁港用地、公園、緑地などのオープンスペースなどの整備の遅れなどから災害時の対策が十分とはいえ、人命と地域を守るという観点から、漁港や漁港集落等を含む水産地域における対策が求められる[観点③人命と地域を守る総合的な防災・減災対策]。

まちづくりにおいては、被災直後の極度な混乱期に水産地域を含むまちづくりの計画を立てなくてはならず、計画の合意形成や事業の実施において難航し、地域の生活やコミュニティの継続が困難となることが懸念される。被災後の迅速な復興まちづくりを実現するため、被災前に復興まちづくりを検討・実行しておくことが重要である[観点④地域の生活・コミュニティの継続]。

Ⅲ 水産地域における防災対策の考え方

このような背景から、水産地域で取り組むべき対応として、4つの観点を抽出し、求められる対策を、柱①安全・安心の確保、柱②水産物生産・流通機能の確保のために、柱③迅速な復興まちづくりのために、という3つの柱として整理した。

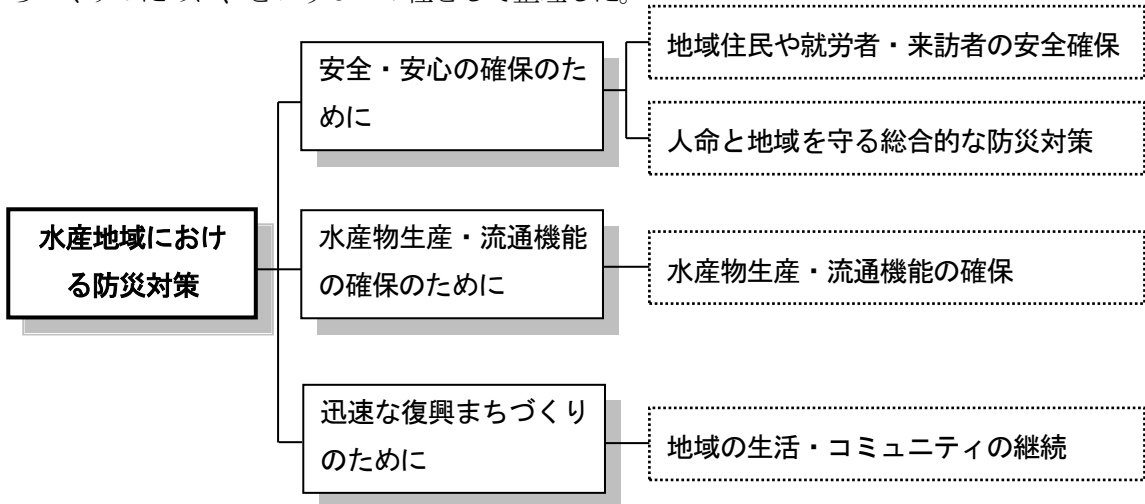


図-Ⅲ-8 水産地域で取り組むべき防災対策

(2) 災害の想定

防災対策の検討にあたっては、対象とする災害を設定する。全ての区域で全ての災害を想定した対策を講じることが理想的であるが、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震や頻発化・激甚化する風水害が発生する危機が迫る中、計画的・集中的な事前防災対策が求められる。そのため、水産地域の立地特性やその水産地域が担っている重要な機能等を踏まえ、対象とする災害を設定する。

以下は一般的な水産地域を想定した区域・対象災害の設定であるが、各水産地域において地域の独自性や特徴を踏まえ、区域や対象災害を検討することが望ましい。



[対象区域における災害のイメージ]

<p>■漁場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瓦礫堆積(地震・津波による) ・流木被害(大雨による) <p style="text-align: right;">等</p>	<p>■漁港(岸壁)、市場</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水(地震・津波、高潮、高波、暴風、大雨等による) ・漁港施設の損傷・倒壊(地震・津波、高潮、高波等による) ・瓦礫堆積(地震・津波による) ・漁船転覆(暴風による) <p style="text-align: right;">等</p>	<p>■冷凍・冷蔵、加工場等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水(地震・津波、高潮、高波、暴風、大雨等による) ・瓦礫堆積(地震・津波による) ・流通の寸断(地震・津波、高潮、高波、暴風、大雨等による) <p style="text-align: right;">等</p>	<p>■漁村</p> <ul style="list-style-type: none"> ・浸水(地震・津波、高潮、高波、暴風、大雨等による) ・瓦礫堆積(地震・津波による) <p style="text-align: right;">等</p>
--	---	---	--

(3) 津波を想定した防災対策

津波対策を行うにあたっては、2つのレベルの津波を想定する。

1つは、防潮堤など構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行うときに想定する津波であり、最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの漁港や水産関係に被害をもたらす津波（レベル1）である。

もう1つは、住民等の避難を柱とした総合的防災対策を行うときに想定する津波であり、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（レベル2）である。

水産地域で働いている人々や居住者、そして、来訪者にかかわる避難計画、避難施設の計画に際しては、レベル2相当を想定することを基本とする。また、住宅・荷捌き施設等の水産関連施設の配置など土地利用の計画に際しては、被害状況（今後想定される被害）、代替施設、代替土地の有無など、地域の実情に応じて、レベル1、2について選択し、計画を策定することが望ましい。

一方、海岸保全施設等の整備に当たっては、住民等の生命・財産の保護や地域の経済活動を安定化させるため、レベル1に対して内陸への浸入を防ぐようにするとともに、設計対象の津波高を超えた場合でも施設の効果が粘り強く発揮できるような構造物の技術開発を進めることが必要である。

また、防災上及び水産物の生産・流通上重要な漁港においては、レベル1の発生後の波浪等に対して漁港施設の機能が十分発揮され、災害応急対策が円滑に行われるとともに、漁業活動が速やかに再開される必要がある。そのため、緊急物資輸送や水産物生産・流通機能の維持・継続等に資する重要な漁港施設について、優先的に、レベル1に対する耐浪性を確保するとともに、粘り強く施設の機能を維持する構造上の工夫が求められる。

(4) 風水害を想定した防災対策

風水害を想定した防災対策は、防波堤・防潮堤等の施設整備に加え、直前対策を実施する。風水害は、**今後**、気象状況が悪化するおそれがあることを認知してから、災害のおそれが高い状況となるまでには時間的猶予がある場合がある。時間的猶予がある場合は、風水害による被害を低減するためには、この間において被害防止対策（漁港施設等への防災上の適切な措置、非常用電源の確保等）を実施することが有効である。また、個人の状況に応じて安全な場所への避難を実施する。

直前対策の実施及び安全な場所への避難においては、「気象警報・注意報等の発表基準（気象庁）」及び「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定、令和4年9月更新 内閣府）」が参考になる。

気象庁は web サイトにおいて、気象警報・注意報等について解説している。その概要を以下に示す。

気象警報・注意報や早期注意情報（警報級の可能性）、気象情報などの防災気象情報は、防災関係機関の活動や住民の安全確保行動の判断を支援するため、災害に結びつくような激しい現象が予想される数日前から早期注意情報（警報級の可能性）や「気象情報」を発表し、その後の危険度の高まりに応じて注意報、警報、特別警報を段階的に発表している。

発表基準は、災害発生に密接に結びついた指標（風速、潮位や後述の雨量指数など）を用いて設定されているが、市町村ごとに重大な災害の発生するおそれのある値を警報の基準に、災害の発生するおそれのある値を注意報の基準に設定されている。なお、特別警報の基準は、数十年に一度という極めて希で異常な現象を対象として設定されている。また、特別警報、警報、注意報は、基準に到達する現象（特別警報級、警報級、注意報級の現象）が予想されるときに発表される。

特別警報の発表基準は「気象等に関する特別警報の発表基準（気象庁）」を、気象警報・注意報については「気象警報・注意報発表基準一覧表（気象庁）」により把握することができる。

3. 水産地域における防災対策の考え方

表-Ⅲ-3 防災気象情報と警戒レベル

情報	とるべき行動	警戒レベル※3
大雨特別警報	<p>地元の自治体が警戒レベル5 緊急安全確保を発令する判断材料となる情報です。災害が発生又は切迫していることを示す警戒レベル5に相当します。</p> <p>何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。</p>	警戒レベル5相当
土砂災害警戒情報 高潮特別警報 高潮警報	<p>地元の自治体が警戒レベル4 避難指示を発令する目安となる情報です。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）等を参考に自ら避難の判断をしてください。</p>	警戒レベル4相当
大雨警報（土砂災害）※1 洪水警報 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの※2）	<p>地元の自治体が警戒レベル3 高齢者等避難を発令する目安となる情報です。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します。</p> <p>災害が想定されている区域等では、自治体からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者以外の方もキキクル（危険度分布）等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。</p>	警戒レベル3相当
大雨注意報 洪水注意報 高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの※2）	<p>避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</p>	警戒レベル2
早期注意情報（警報級の可能性） 注：大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合	<p>災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。</p>	警戒レベル1

※1 夜間～早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い注意報は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当します

※2 警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

※3 警戒レベルについては[内閣府ホームページ](#)をご覧ください。

Ⅲ 水産地域における防災対策の考え方

「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定、令和4年9月更新 内閣府）」では、**居住者等**が災害時にとるべき避難行動が直感的に分かるよう、避難情報等を5段階の警戒レベルに整理している。

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて5段階に分類した「居住者等がとるべき行動」と、その「行動を促す情報」（避難情報等：市町村が発令する避難情報と気象庁が発表する注意報等）とを**関連付ける**ものである。

表-Ⅲ-4 警戒レベルの一覧表

（「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月改定、令和4年9月更新 内閣府）」）

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
~~~~~ <警戒レベル4までに必ず避難！> ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない  
 ※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである  
 （注）避難指示は、令和3年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

### 3. 水産地域における防災対策の考え方

また、対策の検討・実施にあたっては、これらの警報・注意報等や警戒レベルを参考として、タイムライン（防災行動計画）を策定することが効果的である。

タイムラインの策定方法は「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針(初版)（平成 28 年 8 月国土交通省）」により示されている。

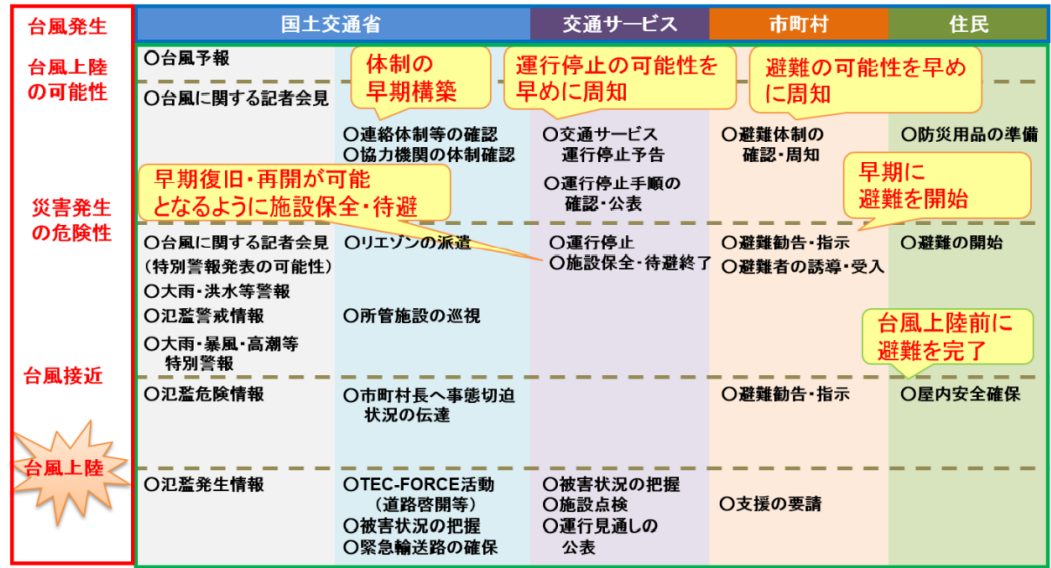


図-III-9 タイムラインの整理例

(出典：タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針(初版)（平成 28 年 8 月国土交通省）)

(5) 複合災害

災害は単独で発生するばかりではなく、同種あるいは異種の災害が同時又は時間差をもって発生する複合災害となる場合がある。

下図は複合災害の類型イメージである。「同時対応型複合災害」は都道府県等が被災地の異なる災害（災害 A・災害 B）に同時に対応することで、人的・物的資源が不足し、対応が遅れる事態が生じる。「同時被災型複合災害」は連続的に災害が発生、被災地は拡大しないが被害状況が激甚化する。

複合災害は、被害現象の観点からは「同時被災」で被害が激甚化する災害であるが、災害対策の観点からは「同時対応」で人的物的資源が制約される事態を招く災害である。連続的被災で被害が激甚化する「同時被災型複合災害」と、複数の災害に同時対応し資源が不足する「同時対応型複合災害」に類型化されるが、多くの災害は、同時被災・同時対応型複合災害の様相を呈することになる¹。

表-Ⅲ-5 複合する可能性のある災害の種類

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地震災害（地震、津波）、</li> <li>・風水害（強風、大雨、高潮、波浪）</li> <li>・土砂災害</li> <li>・洪水災害</li> <li>・積雪寒冷期</li> <li>・大規模事故災害（大規模火災、放射性物質事故）など</li> <li>・感染症</li> </ul>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

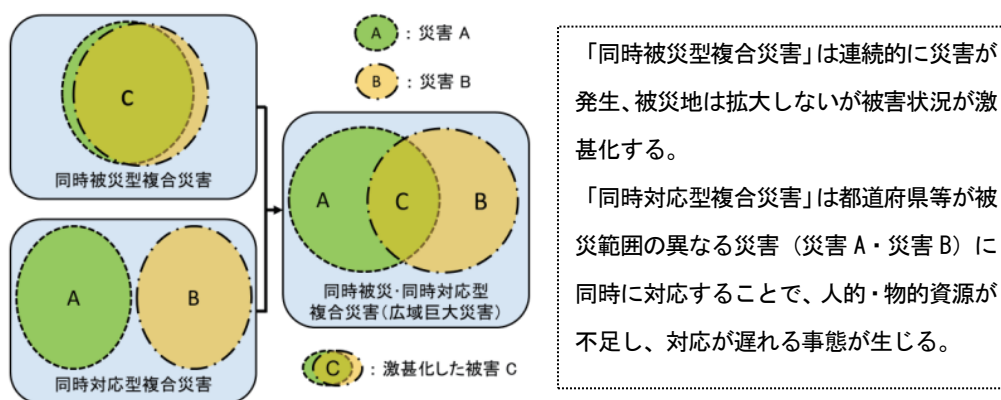


図-Ⅲ-10 複合災害の類型イメージ

（出典：一般財団法人消防防災科学センター 季刊 消防防災の科学 No.142（2020. 秋号）  
 コラム「災害多発と新型コロナ蔓延下の複合災害対策（中林一樹）」）

¹ 一般財団法人消防防災科学センター 季刊 消防防災の科学 No.142（2020.秋号）コラム「災害多発と新型コロナ蔓延下の複合災害対策（中林一樹）」

### 3. 水産地域における防災対策の考え方

複合災害発生時の困難な状況下で、的確な災害対応を行うためには、まず、被害状況を迅速に把握、人的・物的な災害対応資源が不足するようであれば、応援を速やかに確保することが重要である。そのためには、以下のような対策を進めるとともに、迅速・的確な情報収集力、判断力、実行力を養うことが必要である。

- ・考えられる複合災害の種類・規模・被害量の想定
- ・水産地域災害対応力の的確な把握
- ・受援計画の策定及び検証
- ・国や他の自治体との応援・受援体制の確立
- ・複合災害のシナリオを想定した対策検討や対応訓練の実施

積雪寒冷期に災害が発生した場合、その気象条件の厳しさによって特有の被害が発生し、様々な困難が生じる。積雪や路面凍結、暴風雪といった避難行動を妨げる要因の存在、避難生活における低体温症・凍死のリスク、暖房の使用による火災のリスク等、夏と冬では全く異なる想定が必要となる。

水産地域において積雪寒冷期に災害が発生した場合、積雪・暴風雪・路面凍結等により、特に高齢者の避難行動がより困難になることが想定される。また、避難生活においても、暖房による火災、積雪等による停電、孤立化による避難生活の長期化の恐れ、常に体温低下（低体温症・凍死）のリスクがある等、災害の被害が拡大しやすい状況となることが想定される。水産地域における積雪寒冷期災害の想定されるリスクを以下に示す。



Ⅲ 水産地域における防災対策の考え方

表-Ⅲ-6 水産地域における積雪寒冷期災害のリスク

(日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ資料を参考に作成)

水産地域の特性		積雪寒冷期災害におけるリスク	
		避難行動	避難生活
立地	沿岸に立地	・長期湛水・積雪・暴風雪・路面凍結等に伴う長期孤立化による被災者の低体温症・凍死の恐れ	
	交通ネットワークが脆弱		
	孤立危険性が高い		
	密居集落を形成	・暖房の使用により火災・延焼の恐れ	
社会条件	高齢化の進展	・積雪・暴風雪等による避難の困難	・無暖房による低体温症、凍死の恐れ ・体力低下のリスクがさらに高まる
		・濡れによる低体温症・凍死の恐れ	
	多くの来訪者	・積雪・暴風雪等による避難の困難	・無暖房による低体温症、凍死の恐れ ・車中泊での一酸化炭素中毒
		・濡れによる低体温症・凍死の恐れ	
その他	漁港周辺の多数の漁船、養殖施設、漁具・車両等	・積雪・暴風雪等による避難の困難	—
	漁港内に給油タンク等の危険物	・乾燥による延焼	—
	情報伝達基盤の後れ	・積雪等による停電	・積雪等による停電、無暖房

災害に強い水産地域づくりのためには、積雪寒冷期に災害が発生することを想定し、事前に以下のような対策を検討していく必要がある。

- 積雪・路面凍結等を考慮した津波・風水害避難対策
- 寒冷状況下においても避難行動時及び避難生活時に生命の危険（低体温・凍死）のリスクを低減するための対策
- 各分野において寒冷期特性等も踏まえた事前防災対策（耐震化、火災対策、ライフライン、インフラ等）
- 寒冷期特性等も踏まえたインフラ被害時等における災害応急体制の確立
- 寒冷期特性等も踏まえた迅速な復旧・復興に向けた事前の備え
- 食料供給問題等、被災地域内外への影響への備え

## (6) 感染症まん延下での災害対応

高齢化が進行する水産地域において、感染症リスクが高まる避難所での対策は重要である。避難所の開設にあたっては、発生した災害や被災者の状況、地域の実情等に応じて以下のような観点から感染症対策を実施する²。避難所における感染症対策については「IV-1 安全・安心の確保 ③避難所の感染症対策」が参考となる。

- ・避難所の開設
- ・避難者の受付
- ・生活ルールの策定
- ・情報の受発信
- ・食料・物資管理
- ・トイレ・浴室
- ・環境改善
- ・健康管理
- ・ペット同行避難者への対応
- ・車両避難者（車中泊者）への対応

漁業者（従業員・乗組員を含む）に感染症の患者が発生したときに、漁業者が業務継続を図る際の基本的なポイントは表Ⅲ-7のとおりである。

---

² 「「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント」動画（第2版）について」（令和3年6月30日付け府政防第756号・消防災第93号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部（局）長宛て通知）

### Ⅲ 水産地域における防災対策の考え方

表-Ⅲ-7 漁業者（従業員・乗組員を含む）に感染症の患者が発生したときに、漁業者が業務継続を図る際の基本的なポイント

<p>予防対策の徹底</p>	<p>[厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した対策を実施]                  ○従業員・乗組員に感染予防策を要請                  ○従業員・乗組員から診断結果等の報告を速やかに受ける体制を構築                  ○手洗いなどの感染予防策を徹底</p>
<p>出航前及び航海中の対応</p>	<p><b>【出航前の健康確認】</b>                  ①発熱、強いだるさや息苦しさがある従業員・乗組員の方だけでなく、②同居されている御家族等に同様の症状のある従業員・乗組員の方も、作業・乗船を見合わせ自宅待機  <b>【航海中の対応】</b>                  ①発熱、強いだるさや息苦しさがある乗組員を可能な限り、他の乗組員の方との接触を避けるようにして、                  ②漁船は、連絡をした上で最寄りの港へ寄港し下船                  ※遠洋海域で操業している漁船の場合                  上記の対応を基本として、外国の港に寄港する場合、入港に向けた手続きを開始するとともに、当該港において入港が拒否される、又は拒否が見込まれる場合には、速やかに所属組合等を通じて水産庁に連絡（管理調整課又は国際課の担当班）し、対応を協議</p>
<p>患者発生時の患者、濃厚接触者への対応</p>	<p>[患者が発生した場合は保健所の指示に従い対応]                  ○患者が確認された場合には、保健所に報告し、対応について指導を受ける。                  ○保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受ける。                  ○濃厚接触者と確定された従業員・乗組員には、14日間出勤停止し、健康観察を実施する。                  ○濃厚接触者と確定された従業員・乗組員は、発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、保健所に連絡し、行政検査を受検する。                  ○感染が発生した場合やこれにより操業に支障が出た場合は、速やかに所属組合等を通じて水産庁に連絡（管理調整課又は国際課の担当班）する。</p>
<p>船内及び設備等の消毒</p>	<p>○保健所の指示に従って、感染者が勤務した区域^{※1}の消毒を実施する。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所^{※2}を中心に、消毒液^{※3}で拭き取り等を実施する。                  ※1 船室、食堂、操舵室、機関室、厨房、倉庫（冷凍庫・冷蔵庫含む）、事務室等                  ※2 操船機器、ドアノブ、スイッチ類、手すり等                  ※3 「新型コロナウイルスの消毒除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」で推奨される水及び石鹼による洗浄、熱水、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素系漂白剤）、手指用以外の界面活性剤（洗剤）、次亜塩素酸（一定条件を満たすもの）、亜塩素酸水                  ○一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した漁船等は操業停止や漁獲物の廃棄などの対応をとる必要はない。</p>
<p>業務の継続</p>	<p>[従業員や乗組員が感染した場合の操業等の業務を継続するため、以下の体制をあらかじめ検討し、必要な準備を実施]                  ①責任者、担当者の選定                  ②マスク、消毒液、ビニール手袋等の確保・手配、消毒の手順の作成、消毒実施要員の選定                  ③乗組員の交代要員の確保</p>

※詳細は「漁業者に新型コロナウイルス感染者が発生したときの対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（令和2年5月農林水産省）」が参考となる。

3. 水産地域における防災対策の考え方

市場関係者（食品産業事業者）に感染症の患者が発生したときに、市場関係者が業務継続を図る際の基本的なポイントは表-III-8のとおりである。

表-III-8 市場関係者（食品産業事業者）に感染症の患者が発生したときに、市場関係者が業務継続を図る際の基本的なポイント

<p>予防対策の徹底</p>	<p>[厚生労働省等の情報に基づいて、徹底した対策を実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○従業員に感染予防策を要請</li> <li>○業態に応じて感染予防策を実施</li> <li>○従業員から診断結果等の報告を速やかに受ける体制を構築</li> <li>○手洗いなどの感染予防策を徹底</li> </ul>
<p>患者発生時の患者、濃厚接触者への対応</p>	<p>[患者が発生した場合は保健所の指示に従い対応]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○患者が確認された場合には、保健所に報告し、対応について指導を受けるとともに、従業員に周知する。</li> <li>○保健所の調査に協力し、濃厚接触者の確定を受ける。</li> <li>○濃厚接触者と確定された従業員には、14日間出勤停止し、健康観察を実施する。</li> <li>○濃厚接触者と確定された従業員は、発熱又は呼吸器症状を呈した場合は、保健所に連絡し、行政検査を受検する。</li> </ul>
<p>施設設備等の消毒の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所の指示に従って、感染者が勤務した区域^{※1}の消毒を実施する。緊急を要し、自ら行う場合には、感染者が勤務した区域のうち、頻繁に手指が触れる箇所^{※2}を中心に、消毒液^{※3}で拭き取り等を実施する。</li> <li>※1 売場、厨房、製造加工施設、倉庫（冷凍庫・冷蔵庫含む）、執務室等</li> <li>※2 机、ドアノブ、スイッチ類、手すり等</li> <li>※3 「新型コロナウイルスの消毒除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」で推奨される水及び石鹸による洗浄、熱水、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素系漂白剤）、手指用以外の界面活性剤（洗剤）、次亜塩素酸（一定条件を満たすもの）、亜塩素酸水</li> <li>○一般的な衛生管理が実施されていれば、感染者が発生した施設等は操業停止や食品廃棄などの対応をとる必要はない。</li> </ul>
<p>業務の継続</p>	<p>[安定供給確保のための業務が継続できるよう準備を実施]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○重要業務として優先的に継続させる業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握する。</li> <li>○従業員の確保状況に応じた業務マニュアルを作成する。</li> </ul> <p style="text-align: center;">&lt;従業員の確保状況による段階別の業務継続体制&gt;</p> <div style="text-align: center;"> <pre> graph TD     S1["<b>第一段階</b> (業務の内容) 原則通常どおりの業務 (人員体制) 早出・残業等で業務対応"]     S2["<b>第二段階</b> (業務の内容) 重要業務の継続を中心,その他の業務は縮小 ※小規模の事業所にあつては業務全体の休止も含め判断 (人員体制) 早出・残業等での業務対応 他部門からの応援"]     S1 --&gt; S2         </pre> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>○小規模な事業所が業務全体を休止する場合は、他の事業所や所属する組合、協会等に相談し、顧客への供給に努める。</li> </ul>

※詳細は「食品産業事業者の従業員に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン（令和2年5月農林水産省）」が参考となる。

3-2 水産地域の防災力の向上のために

(1) 地域住民や就労者・来訪者の安全確保

災害発生時には地域住民や就労者・来訪者の安全確保を第一とし、迅速な避難が行えるよう、地域協働で避難行動ルール等を決め、情報伝達施設や避難経路・避難場所等を確保・整備し、避難・誘導等の防災体制の構築を図る。

避難行動ルール等、避難経路・避難場所等については、説明会、パンフレットなどにより地域住民や就労者・来訪者に周知することが重要である。

表-Ⅲ-9 地域住民や就労者・来訪者の安全確保のための取り組み

過程	項目	内容
災害予防	・避難行動のルール等の策定	・状況に応じた避難行動の考え方（陸上、海上）
	・避難計画の策定と避難施設等の整備	・避難経路、避難場所の確保（陸上） ・避難海域の設定（海上） ・避難所の重要性など
	・情報伝達体制の構築	・情報伝達体制の構築 ・防災無線、監視カメラ、電子情報板等の設置 ・避難案内板、誘導灯等の設置（陸上） ・避難誘導体制の構築
	・事前周知、普及、啓発	・ワークショップ、講習会、説明会等の開催 ・パンフレット、避難海域マップの作成、配布 ・避難訓練の実施 など
災害応急対策時	・迅速な情報収集・伝達	・迅速な情報伝達 ・迅速な情報取得 など
	・迅速かつ的確な避難情報の発令・誘導	・冷静かつ的確な避難誘導 ・各自による的確な避難行動 など
	・迅速な状況等の確認	・施設の被害状況や利用者の避難状況等の把握 ・漁村のコミュニティや自主防災組織による住民の避難状況等の把握 など

**(2) 人命と地域を守る総合的な防災・減災対策**

水産地域は、複雑な沿岸域に独立した地域を形成していることから、それぞれの地域に応じて被災の程度・状況が異なるため、水産地域毎に防災力の向上を講じる必要がある。

水産地域の防災力とは、被害を最小限にとどめ、被災直後にいかに迅速かつ円滑な応急対策が可能かということといえる。

個々の水産地域の防災力の向上を図るためには、集落の孤立への対応、オープンスペースの確保、水門・陸閘等の適切な管理・運営、二次災害の防止（漂流物等による被害拡大の防止、危険物による被害拡大の防止、火災による被害の拡大防止）、災害協定の締結、地域の生活・コミュニティの継続への対応等の対策が必要となる。

一方で、個々の水産地域の防災力を向上させるだけでなく、支援根拠地としての漁港を活かし、被災の程度に応じて水産地域間で避難・救援活動、緊急物資輸送、情報伝達、水産物の生産・流通等を補完できるような「水産地域間ネットワーク」や、広域的な大規模災害を想定した場合には我が国全体の水産物供給の観点から、遠方の漁港管理者等を含めた水産物の代替水揚げ等に関する「広域ネットワーク」を形成することが必要である。

表-Ⅲ-10 人命と地域を守る総合的な防災対策のための取り組み

過 程	項 目	内 容
災 害 予 防	・ 支援根拠地としての漁港における対応	・ 施設整備
	・ 集落の孤立への対応	・ 孤立する危険性のある集落等の把握 ・ 孤立集落と外部との複数のアクセス手段の確保（物理的孤立の防止対策） ・ 孤立集落と外部との通信の確保（情報孤立の防止対策） ・ 孤立に強い集落づくり など
	・ オープンスペースの確保	・ 災害時に活用できるオープンスペースの把握 ・ 応急対策として必要なオープンスペースの確保 など
	・ 水門・陸閘等の適切な管理・運営	・ 管理体制の検討 ・ 他の内水排除関係者との協議
	・ 二次災害の防止（漂流物等による被害の拡大防止）	・ 漂流物となる可能性のある漁船・ブレイクボート等の把握 ・ 漂流物の発生、拡大防止対策 ・ 漂流物の早期除去体制の構築 など
	（危険物による被害の拡大防止）	・ 被害拡大の防止 ・ 啓発、訓練、点検 など
	（火災による被害の拡大防止）	・ 集落内の危険物対策 ・ 防火対策、消化体制 ・ 啓発、訓練、点検 など
	・ 災害協定の締結	・ 災害協定の締結
	・ 水産地域間ネットワーク等の構築	・ 水産地域間ネットワーク ・ 広域ネットワーク

### Ⅲ 水産地域における防災対策の考え方

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の生活・コミュニティの継続への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生後の地域の生活継続への対応</li> <li>・集落存続のためのコミュニティの継続への対応</li> </ul>
災害応急対策時	<b>【警報等の発表から発災までの対応】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・漁港・海岸保全施設、漁業用施設等における防災上の適切な措置及び工事中の各施設について必要な安全対策を講じる。</li> <li>・漁船の上架、係留強化</li> <li>・非常用電源の確保・点検</li> <li>・水産関係者への情報伝達、被害防止対策実施の連絡</li> </ul>
	<b>【発災後の対応】</b>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援根拠地としての漁港における対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産地域間ネットワークに基づいた、漁船を用いた救援物資の輸送等の救援・救助活動</li> <li>・漁港施設利用に関する情報伝達 など</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立した場合の応急対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・孤立の有無の確認</li> <li>・孤立した場合の情報提供</li> <li>・孤立した場合の備蓄物資等の提供</li> <li>・孤立した場合の緊急医療体制の構築 など</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンスペースの確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンスペースの被災状況の確認、確保</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水門・陸閘等の適切な管理・運営</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・堤外地に人が取り残されることのないよう確認と退避誘導</li> <li>・速やかな操作による内水排除 など</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・二次災害の防止 (漂流物等対応) (危険物による被害への対応) (火災による被害への対応)</li> <li>・災害協定の履行</li> <li>・地域の生活・コミュニティの継続への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・陸域、港内の漂流物の早期除去 など</li> <li>・被害状況の把握、被害の拡大防止対策 など</li> <li>・速やかな消火活動 など</li> <li>・協定締結に基づく協議 など</li> <li>・集落存続のためのコミュニティの継続への対応</li> </ul>	

### 3-3 水産物生産・流通機能の確保のために

水産地域は水産物の生産・流通拠点として重要な役割を担っている。このため、地震・津波に加え、高潮、高波、暴風、大雨等の風水害によって漁場被害や水産物生産・流通機能の欠損が生じた場合、水産物の安定供給に支障が生じ、消費者が水産物の購入が困難となり、当該水産地域を利用する漁業者や市場関係者、加工業者、流通関係者等が影響を受け、地域の経済へ大きな損害を及ぼすこととなる。

そのため、災害等で被害を受けても重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開することを目的とし、漁場における漁獲から生産・加工・流通に至るまでを一体として捉えた水産地域の業務継続計画（BCP ; Business Continuity Plan、以降 BCP）の策定が重要となる。

また、BCP は、策定しただけでは災害時に効力を発揮しないため、発災後における事業の早期再開に向けて BCP の内容に沿った行動が実施できるように訓練すること（運用）が重要となる。

表-Ⅲ-11 水産物生産・流通機能の確保のための取り組み

過程	項目	内容
災害予防	・業務継続計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の設立</li> <li>・水産地域の特性把握</li> <li>・水産地域の問題点・課題抽出</li> <li>・早期再開に向けた対策の検討（発災前、発災後）</li> <li>・実効性を高めるための対策検討</li> </ul>
	・業務継続計画の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BCP 運用体制の構築</li> <li>・BCP 運用計画の策定 （対策実施状況の確認、訓練・演習の内容検討）</li> <li>・BCP の訓練・演習 （訓練・演習の準備、BCP 訓練・演習の実施）</li> <li>・BCP の改訂</li> </ul>
災害応急対策時	・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・BCP 協議会メンバーとの連絡</li> <li>・情報収集（各団体の状況、漁業関係施設の被災状況把握）</li> </ul>
	・BCP 協議会の開催準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催準備（開催場所の確保、機材の準備）</li> <li>・被災状況の確認および復旧期間の検討</li> </ul>
	・BCP 協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協議会の実施（情報共有、復旧方針の決定）</li> </ul>
	・事後対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産物生産・流通機能の確保ための対策の実施</li> </ul>



### 3-4 迅速な復旧・復興まちづくりのために

復興まちづくりにおいては、被災直後の極度な混乱期に水産地域を含むまちづくりの計画を立てなくてはならず、計画の合意形成や事業の実施が難航し、地域の生活やコミュニティの継続が困難となることが懸念される。事前に大規模自然災害、特に地震・津波に係る 防災・減災まちづくりの具体的方法と留意点を取りまとめることにより、水産地域における適切な防災・減災まちづくりを推進していくことが重要である。

また、水産地域の復興まちづくりは、復旧・復興関連事業の完成によって終わりではなく、大きな空間的改変を伴う復興後の地域にあって、新しい視点での地域維持・振興に継続的に取り組んでいく必要がある。

表-Ⅲ-12 地域の生活・コミュニティの継続のための取り組み

過程	項目	内容	
災害予防	・まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地利用の適正化による被害の防止</li> <li>・水産地域（集落など）の孤立化への対応</li> <li>・地域の生活・コミュニティの継続の対応</li> </ul>	
	・復興まちづくり計画の策定	・現状把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データや資料の収集</li> <li>・地域特性や課題の共通認識形成</li> <li>・仮設住宅や移転候補地リスト化 など</li> </ul>
		・事前復興計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地区の特定</li> <li>・体制整備(行政との協働体制含む)</li> <li>・現状把握（※事前復興計画に直結する資料・情報の収集・整理・把握）</li> <li>・災害の想定と課題の抽出</li> <li>・事前復興のイメージ整理</li> <li>・事前復興計画図の作成</li> <li>・実現化手法(事業化)の想定</li> <li>・対口支援準備や受援計画の策定</li> </ul>
		・事前復興計画の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種上位計画等への反映</li> <li>・計画の見直し・修正(PDCA)</li> <li>・計画の選択的实施</li> <li>・復興イメージトレーニング</li> </ul>
	・持続的地域維持・振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域振興の継続的な取組</li> <li>・地域の意思を束ねるまちづくり組織の育成</li> <li>・行政と水産地域住民組織の協働関係の構築</li> <li>・「受援窓口」や「対口支援」体制の構築</li> <li>・交流人口の創出によるネットワークの形成</li> <li>・複数の漁港漁村を単位とした地域力や漁港機能の強化(※集落や漁港機能の集約・再編議論)</li> </ul>	

### 3. 水産地域における防災対策の考え方

災害応急対策時	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害・被災実態の把握、情報収集と発信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実際の災害や被災状況の正確な把握（AI やドローンなど最新技術を活用）</li> <li>・事前復興計画の見直し・修正に資する基礎情報の収集・整理</li> <li>・被災住民への情報発信</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対口支援や受援体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前の受援計画に基づく対口支援、受援体制の速やかな構築</li> </ul>